

目次

【協議事項】

1. 第2次八代市地域公共交通計画の素案について P 1、2
2. 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
P 3～6
3. 令和7年度以降の営業区域外旅客運送について P 7～11
4. 市街地循環バスのダイヤ見直しについて P 12
5. 乗合タクシー鏡町線の見直しについて P 13～16

【報告事項】

- 第6回八代市公共交通絵画コンクールについて P 17、18

余白

【協議事項1】

第2次八代市地域公共交通計画の素案について

令和6年度第3回八代市地域公共交通会議にてご報告した次期八代市地域公共交通計画の骨子案を基に、素案を作成しました。

本市の公共交通に関する問題点や課題を整理し、課題解決に向けた施策について記載をしておりますので、その内容についてご協議をいただくものです。

<資料>

- 資料1 第2次八代市地域公共交通計画の素案について（概要説明資料）
第2次八代市地域公共交通計画（素案）

第2次八代市地域公共交通計画の素案について

■計画の期間と位置づけ (P1、2)

計画期間は5年間とします。長期的に実現すべき公共交通のあり方(本市の将来像)を示しながら、それを実現するために取り組む課題、課題解決の目標、実施する施策を示します。



●長期的に実現すべき公共交通のあり方(本市の将来像) (P5、6)

生活を支える	市民の多様なニーズに対応し、日常生活を支える公共交通
地域を支える	地域の暮らしを支える公共交通
まちのにぎわいを創る	中心市街地の活性化や観光振興によるにぎわいを創る公共交通
新しい社会に対応する	新しい社会生活に対応する公共交通
環境を守る	環境にやさしい公共交通
みんなでつくる	市民、事業者、行政が連携してつくる公共交通

■計画の目標・評価

本市における公共交通のあり方からみた問題点や、近年の変化から公共交通の課題を整理し、それをもとに計画目標、評価指標と計画目標達成に向けた施策メニューを設定しました。

公共交通のあり方						地域公共交通の課題 (P17~21)	計画目標 (P22)	評価指標 (P23)	現況値 [R6年]	目標値 [R12年]	目標値の考え方	施策メニュー (P25~37)
生活を支える	地域を支える	まちのにぎわいを創る	新しい社会に対応する	環境を守る	みんなでつくる							
●	●			●		【課題①】 今後の人口減少を見据えた公共交通ネットワークの再構築	【計画目標1】 地域間の交通ネットワークを維持するため、効率化を図る	中心市街地と連絡する地域数	4地域	4地域	現状維持	【1-1】 公共交通ネットワークの最適化
●	●	●		●		【課題②】 新八代駅周辺、県営工業団地の開発に伴う新たな移動ニーズへの対応	【計画目標2】 新たな移動ニーズに応じた公共交通サービスを提供する	開発地への路線の新設・ルートの見直し	—	1ルート以上	開発にあわせて対応	【2-1】 開発動向に応じたバス路線網の見直し 【2-2】 開発地における新たな移動手段の導入検討
	●		●		●	【課題③】 移動制約者や交通不便地域の移動を支える	【計画目標3】 地域の身近な移動手段を確保する	新たな交通サービスの導入数 公共交通で通学している生徒の割合	—	1地域以上	計画期間中の本格導入を目指す	【3-1】 地域との協働による地域内交通の維持・改善
	●				●	【課題④】 運転手不足への対応	【計画目標4】 公共交通維持のための輸送資源を確保する	既存の輸送資源の活用・他分野との共創	—	1地域以上	計画期間中の本格導入を目指す	【4-1】 多様な輸送資源の活用 【4-2】 運転手確保に向けた支援
●	●				●	【課題⑤】 公共交通の維持に向けた利用促進策の展開	【計画目標5】 公共交通の利用環境を整える	路線バス・乗合タクシーの利用のしやすさ 【とても感じる、やや感じるの回答者の割合】 鉄道利用者数[八代駅の乗車人員] 一般路線バス利用者数 市街地循環バス利用者数 乗合タクシー利用者数 すーぱーばんぺいゆ号利用者数	17% 1,607人 27万人 21万人 2.3万人 3.7万人	27% 1,607人 27万人 21万人 2.3万人 3.7万人	前回R2調査結果27%を目指す 人口減少下において現状維持を目指す	【5-1】 交通結節点の整備と機能強化 【5-2】 市街地循環バス・乗合タクシーの運行改善 【5-3】 バス停の待合環境の整備や案内の充実 【5-4】 情報発信やイベント等の利用促進策の実施
	●					【課題⑥】 財源の有効活用と公共交通サービスの効率化	【計画目標6】 効率化を図りながら、限られた財源の中で交通サービスを維持する	市民一人当たりの財政負担額 市街地循環バスの収支率 乗合タクシーの収支率	221円/人・月 28.3% 4.0%	250円/人・月 28.3% 4.0%	毎年10.5円増加のペースを抑制 現状維持 現状維持	【6-1】 国の補助制度等を活用した財政支援 【6-2】 一般路線バス・市街地循環バス・乗合タクシーの運賃見直し

▶ 計画の推進PDCA

本計画については、PDCAサイクルによる継続的な改善を図るため、八代市地域公共交通会議において、毎年度、施策の実施状況、評価指標の達成状況を把握し、必要に応じて施策や評価指標の見直しを行いながら推進していきます。(P38~40)

【協議事項2】

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

国庫補助金交付要綱並びに事業実施要領（要綱第3条第5項、要領の8）に基づき、今年度実施した「地域公共交通確保維持改善事業費」（国庫補助金）に関する自己評価の内容について同意をいただくものです。

【評価対象事業】

- ①地域公共交通確保維持事業（令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）
- ②地域公共交通調査事業（計画策定事業）

【評価対象期間】

- ①令和5年10月1日～令和6年9月30日
- ②令和6年4月1日～令和7年3月31日

※②については、期間内に事業が終了したものとみなして評価を実施します。

<資料>

○資料2 国への提出資料一式

（評価書：別添1・別添1参考資料・別添1-2）※②は別添1のみ

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 八代市地域公共交通会議

評価対象事業名: 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
八代市地域公共交通会議	東町線(区域)の運行		A 生活交通確保維持改善計画に位置付けられたとおり、適切に実施された	C ○目標未達成 (達成率: 70.3%) 目標: 1,011人/年 実績: 711人/年 ○日常的に利用していた児童の通学利用の減少が目標を達成できなかった主な原因と考えられる。	○各沿線ごとに個別に運行路線や乗り継ぎについての周知を実施する。 ○沿線地域や関係団体と連携し、利用実態に合わせた利用促進の取組を実施する。 ○利用方法、運転免許返納者割引事業等についての周知・情報提供に関する取組を引き続き実施し、利用者の増加へつなげていく。 ○利用者からの要望や利用状況を踏まえた運行内容の見直しを行う。 ○運行内容の見直しに合わせ、公共交通マップ及び総合時刻表の更新を行い、丁寧に情報提供を行う。
	産島線(区域)の運行			C ○目標未達成 (達成率: 77.1%) 目標: 1,892人/年 実績: 1,458人/年 ○日常的に利用していた児童の通学利用の減少が目標を達成できなかった主な原因と考えられる。	
	平和町線(右回り)(路線定期)の運行			A ○目標達成 (達成率: 106.2%) 目標: 5,899人/年 実績: 6,267人/年 ○R4の見直し(ルートの変更・停留所増加)の効果がでてきたことが目標を上回った主な原因と考えられる。	
	平和町線(左回り)(路線定期)の運行	○利用方法、運転免許返納者割引事業等についての周知・情報提供に関する取組を実施した。		A ○目標達成 (達成率: 108.6%) 目標: 2,134人/年 実績: 2,317人/年 ○沿線地域(坂本町内)に個別に交通だよりを配布するなど、利用促進策に取り組んだことが目標を上回った主な原因と考えられる。	
	日奈久～坂本線(区域)の運行	○利用促進策の一環として、社会福祉協議会と連携した試乗会を実施し、地域の方々や協働した周知カレンダーの作成・配布を行った。(鏡町線) ○沿線地域(坂本地区)に個別に公共交通だよりを配布し、利用方法等の周知を図った。(日奈久～坂本線、百済米～坂本線)		B ○目標を概ね達成 (達成率: 85.0%) 目標: 稼働率50% 実績: 稼働率42.5% ○試乗会の実施や周知用カレンダーの作成・配布など、地域の方々や協働した利用促進策に取り組んだことが目標を概ね達成した主な原因と考えられる。	
	鏡町線(区域)の運行	○利用者の利便性向上のため、乗降制限区間撤廃に係る協議を実施した。(平和町線) ○沿線中学生の利用ができるよう乗降場所増設の検討を行った。(産島線) ○ホームページやコミュニティFMにおいて、利用方法、運転免許返納者割引事業等について広報を行った。		C ○目標未達成 (達成率: 50.3%) 目標: 稼働率30% 実績: 稼働率15.1% ○利用者が固定化し、新規利用者の拡大に至らなかったことが目標を達成できなかった主な原因と考えられる。	
	高田線(区域)の運行	○利用者の新規獲得に向け、R6.1.1に乗合タクシーの定期券料金を改定(値下げ)した。		A ○目標達成 (達成率: 108.5%) 目標: 485人/年 実績: 526人/年 ○運行主体による継続的な周知、利用者に応じた運行を実施したことが目標を達成できた主な原因と考えられる。	
	ごかぐるま(区域)の運行			C ○目標未達成 (達成率: 31.0%) 目標: 稼働率30% 実績: 稼働率9.3% ○運行形態の変更に伴い便数を維持したものの、目的地であるJR坂本駅付近が復旧工事中であり、店舗や病院がないことやJR肥薩線の運休により住民の定期的な利用に結びつかなかったことが目標を達成できなかった主な原因と考えられる。	
	百済米～坂本線(区域)の運行				

【別添1 参考資料①】

事業評価の概要

<p>1. 事業評価について</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業による国庫補助を受ける事業については、補助金交付要綱並びに事業実施要領(要綱第3条第5項、要領の8)に基づき、実施した事業(地域内フィーダー系統確保維持)について、協議会(本市交通会議)にて評価を行うこととされています。</p>
<p>2. 評価項目と評価基準について</p> <p>(1)事業実施の適切性</p> <p>生活交通確保維持改善計画に基づく事業が適切に実施されたかをA、B、Cの3段階で評価する。</p> <p>【評価基準】</p> <p>A: 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された</p> <p>B: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった</p> <p>C: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった</p> <p>(2)目標・効果達成状況</p> <p>生活交通確保維持改善計画に位置づけられた定量的な目標・効果が達成された(達成見込み)かを、設定した目標ごとにA、B、Cの3段階で評価する。</p> <p>【評価基準】 ※達成率の基準は事務局にて設定。(実績/目標)*100(小数第2位を四捨五入)で算定。</p> <p>A: 事業が計画に位置づけられた目標を達成した(する見込み)</p> <p style="padding-left: 20px;">※達成率100%以上</p> <p>B: 事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)</p> <p style="padding-left: 20px;">※達成率80%以上99%以下</p> <p>C: 事業が計画に位置づけられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)</p> <p style="padding-left: 20px;">※達成率79%以下</p>
<p>3. 評価結果</p> <p>(1)事業実施の適切性</p> <p>A: 8系統 B: 0系統 C: 0系統</p> <p>(2)目標・効果達成状況</p> <p>A: 3系統 B: 1系統 C: 4系統 ※平和町線は左右回りを合算した目標値を定めているため、評価も合わせて行う</p> <p>※詳細は別添1に記載のとおり</p>

【別添1 参考資料②】

令和6年度地域内フィーダー系統利用者数(対象期間: 令和5年10月1日～令和6年9月30日)

単位: 人

申請番号	系統名	上段: 今年度、下段: 前年度														計	前年度比
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	前期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	後期		
1	東町線	74	89	60	50	66	58	397	68	59	55	49	27	56	314	711	107.40%
		75	56	47	32	57	42	309	57	70	66	49	50	61	353	662	
2	産島線	157	145	148	156	129	156	891	106	114	84	91	79	93	567	1,458	75.86%
		136	179	160	127	126	151	879	143	184	213	195	147	161	1,043	1,922	
3・4	平和町線	456	664	426	605	418	629	3,198	408	595	421	611	413	621	3,069	6,267	102.77%
		371	643	424	579	385	611	3,013	409	613	401	580	404	678	3,085	6,098	
5	日奈久～坂本線	227	180	234	182	197	185	1,205	165	189	172	200	185	201	1,112	2,317	116.84%
		187	150	182	131	135	133	918	167	144	174	182	173	225	1,065	1,983	
6	鏡町線	65	78	79	63	62	60	407	71	97	82	85	71	77	483	890	101.37%
		63	89	87	73	100	90	502	59	84	74	50	41	68	376	878	
7	高田線	15	15	21	14	9	18	92	17	6	13	11	10	16	73	165	95.38%
		14	18	11	3	10	7	63	17	19	24	22	8	20	110	173	
8	ごかぐるま	29	43	43	41	47	50	253	52	45	37	50	45	44	273	526	146.93%
		-	-	-	38	37	31	106	53	46	45	44	28	36	252	358	
9	百済来～坂本線 ※新規路線	43	49	31	18	27	33	201	27	34	26	18	25	18	148	349	15.08%
		322	380	335	262	306	246	1,851	91	88	87	67	60	70	463	2,314	
合計		1,066	1,263	1,042	1,129	955	1,189	6,644	914	1,139	890	1,115	855	1,126	6,039	12,683	88.15%
		1,168	1,515	1,246	1,245	1,156	1,311	7,641	996	1,248	1,084	1,189	911	1,319	6,747	14,388	

※百済来～坂本線は、定期運行から運行形態を変更し、新規路線として取り扱っている路線

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	八代市地域公共交通会議
評価対象事業名:	令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>八代市は、国道3号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道が南北に走り、九州新幹線、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道の各駅、さらには国際旅客船拠点形成港湾に指定された八代港を有するなど南九州における交通の要衝となっている。</p> <p>市域を運行するバス路線は、市内の主要施設を結ぶ路線、本市と他市町を結ぶ路線、市街地を循環する路線があり、それらと中山間地等で運行している乗合タクシーが鉄道駅や各地域の主要バス停などを交通結節点としてネットワークを形成している。</p> <p>このことにより、市街地内はもちろん、中山間地等からでも市街地に立地する病院、大型ショッピングセンター及び学校等への移動が可能となっており、市民の日常生活に必要不可欠なものとして機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少や自家用車の普及、さらにコロナ禍により、本市の公共交通機関の利用者は減少し、収支悪化による財政負担の増加など様々な問題が発生している。</p> <p>申請する9系統は、路線再編により廃止となった路線バス4系統(東町線、産島線、平和町線、大門瀬線の一部)から乗合タクシーへ移行した系統、地方運輸局長等が指定する交通不便地域を含めた地域を運行する系統、利用状況等を勘案し路線定期運行から区域運行へと運行形態を変更した系統及びバス・タクシー事業者による輸送サービスが困難な交通空白地域を運行する系統(自家用有償旅客運送)である。</p> <p>今後も買い物や通院、通学など日常生活の様々な外出時の移動手段として、地域内や地域間を移動しやすい公共交通ネットワークを維持するという観点から地域公共交通確保維持事業を活用する必要性は高い。</p> <p>交通不便地域等の移動ニーズに柔軟に対応しつつ、利便性を維持するためにも地域公共交通確保維持事業を活用し当該9系統を存続させていくことが必要である。</p>

別添1

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和 年 月 日

協議会名: 八代市地域公共交通会議

評価対象事業名: 令和6年度地域公共交通調査事業(計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画等の計画策定等に向けた方針
<p>本事業においては、本市の公共交通の現状や人口分布、市民の移動動態など現状を整理し、現行計画の総括・効果検証及び交通事業者へのヒアリング調査・市民アンケート調査を実施したうえで、本市における地域公共交通が抱える問題点を確認し、対応が必要な課題を整理した。</p> <p>また、本市における地域公共交通の役割・位置づけを明確にし、地域公共交通の将来像や、課題解決に向けた計画の目標、評価方法を検討した。</p> <p>上記を踏まえ、目標達成のために取り組むべき施策・事業の検討を行い、令和7年3月に第2次八代市地域公共交通計画(素案)を作成した。</p>	<p>A 当初の計画に沿って令和7年3月に計画素案を作成できたことから、事業は適切に実施されたと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の基礎データ(人口特性や市民の移動動態等)の把握及び交通サービスの運行状況・利用状況の確認を行い、本市の公共交通を取り巻く現状を整理する。 ・現行計画の総括及び効果検証を行うとともに、交通事業者へのヒアリングや市民アンケート調査を実施したうえで、本市の公共交通に関する課題を整理する。 ・関連計画との整合を図りつつ、交通計画の基本方針を定め、課題解決に向けた目標・評価指標及び評価方法を検討するとともに、目標達成に向けた施策及び実施主体を検討する。 ・今年度作成した素案を基に、最終的に令和7年10月に第2次八代市地域公共交通計画を策定する。

【協議事項3】

令和7年度以降の営業区域外旅客運送について

現在、乗船客数が概ね3,000人以上のクルーズ船寄港時に実施している乗用タクシーの営業区域外旅客運送（令和6年度第2回八代市地域公共交通会議にて協議）の実施期間が令和7年3月31日で満了となります。

令和7年度以降も乗船客数が3,000人を超えるクルーズ船の寄港予定があること、乗船客数が3,000人未満の場合であっても、ツアーバスの台数・シャトルバスの料金などの要因によっては、タクシー需要が市内タクシー事業者の供給量を超過する可能性があることから、引き続き、必要に応じて営業区域外旅客運送を行い、クルーズ船寄港時のタクシー待ちを解消していく必要があります。

つきましては、今年度と同様の内容で、国土交通省九州運輸局へ申請（期間の更新）を行うことから、その内容について委員の皆様にご協議いただくものです。

※営業区域外旅客運送（道路運送法第20条第2号） 禁止行為の例外

二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

(道路運送法第20条第2号に基づく協議事項)

(1) 営業区域外旅客運送の必要性について

クルーズ船寄港時に、くまモンポート八代におけるタクシー需要が急増し、八代交通圏を営業区域とするタクシー事業者のみでは、タクシー利用を希望する旅客の需要を賄う台数の確保ができず、クルーズ乗船客が概ね3000人以上の場合においては、1時間を超える待ち時間が発生している。

そのため、本市としては、八代市内の事業者と協議し、クルーズ船寄港時に増大するタクシー需要に対応するため、営業区域外旅客運送を活用し、クルーズ船受入環境の向上並びにタクシーサービスの円滑かつ確実な提供を図る必要があると考えている。

(2) 営業区域外旅客運送の対象となる地域について

くまモンポート八代を発地とする運送について営業区域外事業者の旅客運送を認めることとする。
 それ以外の地域での営業区域外事業者の旅客運送は認めない
 例) 八代駅～お祭りでんでん館など市内のみの運送

(3) 営業区域外旅客運送を行う事業者について

- ①事業の遂行に必要な輸送力が確保されていること。
 - ②適切な運行管理の下、くまモンポート八代を発地とする営業区域外旅客運送を行なうこととする。
 - ③運転者に対して、対象となる地域に関する指導・教育を十分に行った上で実施すること。
- ※別紙 営業区域外旅客運送対象事業者 参照

(4) 期間について

国の認める日から令和8年3月31日までとする。

(5) その他必要な事項

- ①くまモンポート八代発地で営業区域外事業者が旅客運送を行う条件及び運用
 クルーズ船寄港情報をあらかじめ、八代地区タクシー事業者会及び熊本県タクシー協会へ八代市が伝達し、八代地区タクシー事業者会がクルーズ船寄港時にタクシー供給量が不足すると認めた際に、営業区域外旅客運送を行うこととする。
 営業区域外旅客運送を行う際は熊本県タクシー協会が対象となる事業者に周知を行う。
- ②対象となる車両について
 車両区分は、限定しない。
- ③対象となる船舶について
 くまモンポート八代に接岸するクルーズ乗船客が概ね3,000人以上のものとする。

営業区域外旅客運送対象事業者

(別紙1/3)

番号	事業者名	住所	代表者
1	株式会社 入江タクシー	熊本市中央区新町2丁目11-29	入江 展史
2	株式会社 熊本駅構内タクシー	熊本市西区田崎本町8-30	稲葉 伸一郎
3	熊本交通 株式会社	熊本市東区健軍1丁目27番5号	本田 達郎
4	肥後第一交通 株式会社	熊本市西区島崎2丁目17番28号	岩下 方人
5	株式会社 TaKuRoo	熊本市西区上熊本3丁目1番36号	小山 剛司
6	観光タクシー 株式会社	熊本市中央区大江1丁目25番50号	野上 正嗣
7	熊本タクシー 株式会社	熊本市中央区中央街4番23号	倉岡 征宏
8	旭タクシー 株式会社	熊本市西区二本木1丁目2番34号	赤池 賢太郎
9	双葉タクシー 有限会社	熊本市東区小峯4丁目4番60号	石崎 公士
10	水前寺タクシー 有限会社	熊本市東区湖東3丁目12番31号	寺本 光秀
11	株式会社 大衆タクシー	熊本市西区松尾2丁目23番11号	藤本 剛
12	昭和タクシー 合資会社	熊本市南区野田2丁目5番6号	角谷 安宣
13	有限会社 オーケイタクシー	熊本市中央区内坪井町10番6号	大森 隆正
14	熊本バスタクシー 株式会社	熊本市北区八景水谷1丁目3番33号	込山 浩憲
15	第五旭 株式会社	熊本市西区二本木1丁目2番34号	赤池 賢太郎
16	有限会社 中九州出水タクシー	熊本市東区桜木1丁目6番17号	坂梨 公治
17	有限会社 熊本東峯	熊本市北区四方寄町131-8	倉岡 征宏
18	株式会社 おしろタクシー	菊池郡菊陽町大字津久礼2383	込山 浩憲
19	熊交観光タクシー 株式会社	上益城郡益城町広崎789	住永 金司
20	第参旭 株式会社	熊本市西区二本木1丁目2-34	赤池 賢太郎
21	有限会社 第一交通タクシー	熊本市中央区保田窪1丁目5番13号	寺本 光秀
22	進交タクシー 有限会社	熊本市中央区保田窪1丁目5番13号	寺本 光秀
23	有限会社 龍田タクシー	熊本市北区楠8丁目18-43	古閑 武
24	宝観光タクシー 有限会社	熊本市西区田崎3丁目1番6号	新井 末子
25	有限会社 健軍タクシー	熊本市東区錦ヶ丘26番11号	麻生 伸一
26	有限会社 明星タクシー	熊本市西区小島下町3689	森 日出輝
27	株式会社 本山タクシー	熊本市東区長嶺南1丁目3番15号	上野 誠実
28	株式会社 日新企画東熊本タクシー	熊本市東区戸島7丁目12-10	山坂 哲生
29	有限会社 松村タクシー	熊本市北区下硯川町2097-4	上野 誠実
30	有限会社 春日タクシー	熊本市南区白石町382	上條 真由美
31	株式会社 北部タクシー	熊本市北区下硯川町2097-4	上野 誠実
32	有限会社 アトム	熊本市西区河内町船津2709-129	吉田 安秀
33	宮社交通 有限会社	熊本市南区白藤1丁目21番88号	山下 章
34	第二旭 有限会社	熊本市西区二本木1丁目2番34号	赤池 賢太郎
35	株式会社 相互交通	合志市須屋2025番14	住永 金司
36	有限会社 光洋タクシー	熊本市中央区保田窪1丁目5番13号	寺本 光秀
37	有限会社 日新交通	上益城郡嘉島町大字上島2061	山坂 昭夫
38	有限会社 银杏交通タクシー	合志市栄2127-39	野田 徹志
39	株式会社 菊陽タクシー	菊池郡菊陽町大字津久礼2383	藤本 剛
40	熊本第一交通 株式会社	熊本市東区戸島西2丁目6-133	岩下 方人
41	株式会社 熊本キャブ	菊池郡菊陽町大字津久礼2383	藤本 剛
42	サプライ 有限会社	熊本市西区池田2丁目1-49	林 明敏
43	株式会社 日新物流	熊本市東区戸島7丁目12-10	山坂 哲生
44	有限会社 キングタクシー	熊本市中央区本荘4丁目1-5	山口 一洋
45	有限会社 キティー交通	合志市須屋2623-1	小森田 政憲
46	株式会社 託麻観光	熊本市東区神園1-1-28	東 哲矢

営業区域外旅客運送対象事業者

(別紙2/3)

番号	事業者名	住所	代表者
47	株式会社 植木キャブ	熊本市北区八景水谷1丁目3-33	藤本 剛
48	有限会社 小川タクシー	熊本市北区植木町植木307	内田 利子
49	有限会社 中九州城南タクシー	熊本市南区城南町宮地508-1	清田 真澄
50	株式会社 N. IZUMI ホールディングス	熊本市東区桜木1丁目6番17号	坂梨 公治
51	石崎タクシー 有限会社	菊池郡大津町大津1187-7	石崎 公太郎
52	株式会社 泗水タクシー	菊池市泗水町豊水3735-2	荒木 和代
53	有限会社 キクチ観光タクシー	菊池市大字大琳寺197番地	最上 照
54	株式会社 大阿蘇大津タクシー	菊池郡大津町大字引水	大久保 孝介
55	株式会社 一真	菊池市隈府1110-6	中川 健一
56	有限会社 山鹿タクシー	山鹿市大字山鹿1番地	西本 朗
57	有限会社 イワノタクシーサービス	山鹿市山鹿1067-2	栗原 幸志
58	有限会社 鹿本観光	山鹿市鹿本町来民655-1	宮崎 一雄
59	株式会社 やまが交通	山鹿市大字山鹿1番地	松本 かおり
60	玉名タクシー 有限会社	玉名市大倉字深迫1365-4	野上 光枝
61	有限会社 ながすタクシー	玉名郡長洲町高浜1473-1	吉田 安秀
62	有限会社 高瀬合同タクシー	玉名市築地1268-1	徳永 孝枝
63	有限会社 南関タクシー	玉名郡南関町大字関1291	小出 祐二
64	有限会社 三加和タクシー	玉名郡和水町板楠36-2	西本 朗
65	有限会社 有明観光タクシー	玉名郡長洲町大字宮野	吉田 憲一
66	有限会社 岱洋タクシー	玉名市岱明町鍋403番地	田中 千波
67	新幸タクシー 有限会社	玉名郡長洲町清源寺740-1	古賀 信博
68	有限会社 荒尾タクシー	荒尾市四ツ山町3丁目2番11号	山代 秀徳
69	有限会社 有明タクシー	荒尾市荒尾2433番地	山代 秀徳
70	平和タクシー 有限会社	荒尾市荒尾字上西田832-2	西浦 聖二
71	有限会社 みつわタクシー	荒尾市大島字松原7-2	江頭 正昭
72	小国タクシー 有限会社	阿蘇郡小国町大字宮原1560-6	金古 悦夫
73	合資会社 大阿蘇タクシー	阿蘇市一の宮町宮地1871	井手 尊治
74	有限会社 阿蘇観光タクシー	阿蘇郡高森町高森1717-3	甲斐 秀一
75	有限会社 高森駅前タクシー	阿蘇郡高森町大字高森	牛嶋 今朝年
76	津埜運送 株式会社	阿蘇郡小国町下城400-2	津埜 高則
77	有限会社 阿蘇エースタクシー	阿蘇市赤水696-51	大宮司 祥人
78	有限会社 丸善タクシー	阿蘇郡小国町大字宮原	北里 信太郎
79	有限会社 西原タクシー	阿蘇郡西原村小森857	田中 三代
80	有限会社 まるはタクシー	上益城郡山都町下市34-3	浜田 征紀
81	有限会社 御船タクシー	上益城郡御船町大字滝川1007	松下 忠孝
82	株式会社 麻生交通	上益城郡御船町御船944	麻生 伸一
83	有限会社 清和タクシー	上益城郡山都町太平72-1	古閑 高年
84	第一タクシー 株式会社	上益城郡山都町浜町252-2	渡辺 大祐
85	楠元タクシー 有限会社	下益城郡美里町土喰170-3	上野 三成
86	南阿蘇観光タクシー 有限会社	上益城郡山都町今351-4	深瀬 妙子
87	松橋タクシー 有限会社	宇城市松橋町松橋1199-1	潮谷 洋子
88	有限会社 おがたタクシー	宇城市松橋町510	平野 格子
89	有限会社 小川タクシー	宇城市小川町東小川442-1	上村 富秋
90	有限会社 おゝ村タクシー	宇城市松橋町松橋456	大村 光世
91	有限会社 三角タクシー	宇城市三角町三角浦1263-3	森 功
92	有限会社 湊タクシー	宇城市三角町波多2895番地3	土井 司

営業区域外旅客運送対象事業者

(別紙3/3)

番号	事業者名	住所	代表者
93	宇城タクシー 有限会社	宇土市本町4丁目25番地	橋口 亮
94	有限会社 西田タクシー	宇土市北段原町37	大久保 京美
95	つばめタクシー 株式会社	人吉市中青井町306-6	北 昌二郎
96	有限会社 分部タクシー	球磨郡多良木町615	分部 信輝
97	有限会社 中央タクシー	球磨郡錦町大字一武1543-1	石山 正剛
98	有限会社 中央タクシー	球磨郡あさぎり町免田東1719-3	石山 正剛
99	有限会社 一勝地タクシー	球磨郡球磨村大字一勝地甲	北 昌二郎
100	有限会社 湯前タクシー	球磨郡湯前町字後村2329-8	谷口 幸範
101	有限会社 たらぎタクシー	球磨郡多良木町大字多良木	多武 孝浩
102	合資会社 君島タクシー	水俣市大園町1丁目3番3号	君島 徳昭
103	有限会社 大洋タクシー	水俣市桜井町2丁目1番5号	西 節美
104	有限会社 水俣タクシー	水俣市幸町2-15	横山 泰三
105	株式会社 キミシマ	水俣市大園町1丁目3番3号	君島 徳昭
106	芦北観光タクシー 有限会社	芦北郡芦北町大字花岡1673-2	吉原 慎一
107	むつみ交通 株式会社	芦北郡津奈木町大字岩城69	堀川 泰注
108	有限会社 パールタクシー	天草市今釜新町3538	吉盛 義樹
109	天草タクシー 株式会社	天草市中央新町4番1号	吉永 陽三
110	有限会社 協和タクシー	上天草市大矢野町登立8839番地	田中 康昭
111	有限会社 観光タクシー	天草市牛深町1545番地の2	吉盛 義樹
112	株式会社 枳屋マリンタクシー	天草市牛深町1550-105	磯崎 洋隆
113	荅北タクシー 株式会社	天草郡荅北町白木尾365-1	久保 孝雄
114	有限会社 姫戸タクシー	上天草市姫戸町姫浦906-4	中本 総一郎
115	有限会社 柳タクシー	上天草市大矢野町中11579	岡 悦男
116	河浦タクシー	天草市河浦町新合1002-1	松下 一武
117	栄光タクシー 有限会社	天草市五和町御領字沖の畑	瀬形 健男
118	上天草ライン 株式会社	上天草市龍ヶ岳町樋島2690-1	桑原 浩三
119	株式会社 有明タクシー	天草市有明町大浦3398-6	川崎 正
120	有限会社 西海タクシー	天草市天草町高浜南5563-2	山下 貞美
121	崎津タクシー	天草市河浦町崎津5331-1	良木 亮子
122	藤川タクシー	上天草市大矢野町登立8824-1	藤川 勝久
123	栖本タクシー	天草市栖本町湯船原734	松尾 登
124	有限会社 鬼池海運	天草市五和町鬼池字後浜5084-10	村田 恵造
125	株式会社 本渡港運送店	天草市港町1番地8	松崎 志保
126	株式会社 くたまタクシー	天草市久玉町1411-32	岩本 伸平
127	有限会社 天草観光タクシー	天草市今釜新町3538	吉盛 義樹
128	有限会社 松島タクシー	上天草市松島町合津7910-21	福山 佳奈
129	有限会社 大門港タクシー	天草市亀場町亀川146-1、146-16	吉田 繁樹
130	有限会社 御所浦タクシー	天草市御所浦町御所浦3875-1	山口 康彦
131	株式会社 絆	天草市本町下河内1900	久保 孝雄
132	熊本個人タクシー事業協同組合	熊本市東区下南部3丁目6番31号	秦 英房
133	熊本市個人タクシー親交事業協同組合	熊本市東区湖東3丁目13-19	堀江 正男
134	協同組合熊本市個人タクシー交友会	熊本市東区山ノ神2丁目12番20号	梅原 愛子
135	熊本個人タクシー一期会協同組合	熊本市中央区神水2丁目10番7号	山本 敏満
136	個人タクシー事業者協力会	熊本市東区画図町重富661-6	福山 英二
137	(一社)個人タクシー熊本山椒会	上益城郡益城町惣領1678-12	清水 洋一

【協議事項4】

市街地循環バスのダイヤ見直しについて

JR鹿児島本線への円滑な乗り継ぎを確保するため、市街地循環バス「まちバス」の右回り7便のダイヤを次のとおり見直します。

交通量の多い時間帯であることから、現行のダイヤでは、遅延により乗り継ぎができない状況が発生しているため、乗り継ぎ時間を10分間確保するもの。

- 対象路線：「まちバス」右回り7便目 ※毎日運行

（現 行） 16：25八代産交発

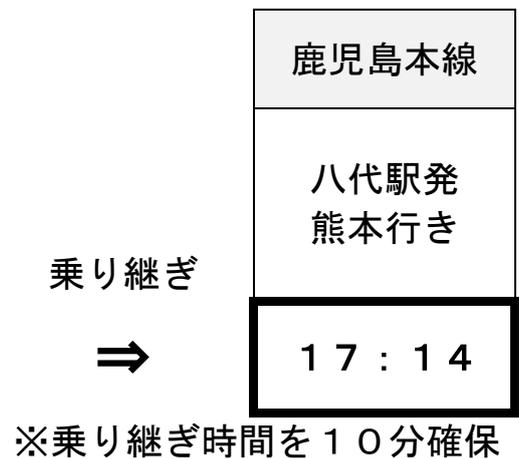
（見直し後） 16：20八代産交発

出発時刻を5分早めるもので、区間時間に変更はありません

- 実施日：令和7年3月15日（土）

【接続の状況】

まちバス (右回り)	運行日：毎日	
	現行	見直し後
7便目		
八代産交	16：25	<u>16：20</u>
＜中略＞		
八代駅前	17：09	<u>17：04</u>
＜中略＞		
八代産交	17：29	<u>17：24</u>



【協議事項5】

乗合タクシー鏡町線の見直しについて

令和6年12月9日より、国の補助事業を活用し、乗合タクシー鏡町線（愛称：どんかつちよ）において「まちづくりと連携した持続可能な交通サービスについての実証実験」を実施しております。

本実証実験においては、利便性向上のため目的地となる乗降場所として、病院、商店を計3か所増設しており、それぞれの事業者の意向を踏まえ、実証終了後にも継続したいと考えております。

なお、利用方法や便数など乗降場所以外の内容については、運行事業者と協議を行う必要があることから、実証実験終了後は従前の内容に戻すことといたします。

つきましては、国土交通省九州運輸局へ事業計画変更の手続きを行うため、実施内容をご確認のうえ、同意をいただくものです。

【実証期間中の取組】 令和7年1月23日運行終了時点
運行状況

運行便		運行便数	利用者数	前年比	当日予約数	備考	
行き	1	8:30 発	16 便	34 人	+5 人	0 人	
	2	9:30 発	12 便	28 人	+1 人	1 人	
	3	14:00 発	0 便	0 人	-	0 人	増便
	小計		28 便	62 人	+6 人	1 人	
帰り	1	11:00 発	14 便	32 人	-16 人	0 人	
	2	12:30 発	7 便	26 人	+23 人	1 人	時刻変更
	3	15:00 発	0 便	0 人	-	0 人	増便
	4	17:00 発	0 便	0 人	-	0 人	増便
	小計		21 便	58 人	+7 人	1 人	

○登録者数 103人

○新たな高齢者の外出促進に関する取組（UDe スポーツ体験・スマホ教室を兼ねた試乗会）
計4回開催、参加者数延べ40人

○利便性向上に向けた取組

目的地の追加 3か所（松村眼科医院、福田外科・整形外科クリニック、ゆめマート鏡店）

○周知に関する取組

市報折り込み2回（運行区域内全世帯対象）、目的地におけるポスター掲示

八代市鏡地域予約制乗合タクシー運行実施計画

運行対象 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡地域全域及び千丁町太牟田とする <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">地域名</td> <td style="text-align: center;">運行区域（対象範囲）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鏡地域</td> <td>有佐、内田、貝洲、鏡、鏡村、上鏡、北新地、塩浜 芝口、下有佐、下村、中島、野崎、宝出、両出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">千丁地域</td> <td>太牟田</td> </tr> </table>	地域名	運行区域（対象範囲）	鏡地域	有佐、内田、貝洲、鏡、鏡村、上鏡、北新地、塩浜 芝口、下有佐、下村、中島、野崎、宝出、両出	千丁地域	太牟田																								
地域名	運行区域（対象範囲）																														
鏡地域	有佐、内田、貝洲、鏡、鏡村、上鏡、北新地、塩浜 芝口、下有佐、下村、中島、野崎、宝出、両出																														
千丁地域	太牟田																														
運行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・予約による時間固定型 ※予約のあった時のみ運行し、予約に応じて運行ルートを設定する。 ・運行区域を以下の3つのブロックに分けてそれぞれ運行ルートを設定する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 文政（北新地、宝出、貝洲、塩浜、両出） 2. 鏡（野崎、芝口、鏡、内田、鏡村、上鏡） 3. 有佐（中島、下村、有佐、下有佐、千丁町太牟田） 																														
運行日 運休日 運行便数 運行時間	<ul style="list-style-type: none"> ・運行日：月曜日から土曜日までの週6日（各ブロック週2日） 変更前 <ol style="list-style-type: none"> 1. 文政（水・土） 2. 鏡（月・木） 3. 有佐（火・金） ・運休日：<u>元日</u> ・運行便数：1日 <u>7便</u>（上り <u>3便</u>、下り <u>4便</u>） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">運 行 時 間</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">上 り</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">下 り</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1便</td> <td style="text-align: center;">8時30分発便</td> <td style="text-align: center;">11時00分発便</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2便</td> <td style="text-align: center;">9時30分発便</td> <td style="text-align: center;"><u>12時30分発便</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3便</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14時00分発便</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15時00分発便</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4便</u></td> <td style="text-align: center;">16時00分発便</td> <td style="text-align: center;"><u>17時00分発便</u></td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・運行日：月曜日から土曜日までの週6日（各ブロック週2日） 変更あり <ol style="list-style-type: none"> 1. 文政（水・土） 2. 鏡（月・木） 3. 有佐（火・金） ・運休日：<u>なし</u> ・運行便数：1日 <u>4便</u>（上り <u>2便</u>、下り <u>2便</u>） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">運 行 時 間</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">上 り</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">下 り</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1便</td> <td style="text-align: center;">8時30分発便</td> <td style="text-align: center;">11時00分発便</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2便</td> <td style="text-align: center;">9時30分発便</td> <td style="text-align: center;"><u>13時00分発便</u></td> </tr> </table>	運 行 時 間				上 り	下 り	1便	8時30分発便	11時00分発便	2便	9時30分発便	<u>12時30分発便</u>	<u>3便</u>	<u>14時00分発便</u>	<u>15時00分発便</u>	<u>4便</u>	16時00分発便	<u>17時00分発便</u>	運 行 時 間				上 り	下 り	1便	8時30分発便	11時00分発便	2便	9時30分発便	<u>13時00分発便</u>
運 行 時 間																															
	上 り	下 り																													
1便	8時30分発便	11時00分発便																													
2便	9時30分発便	<u>12時30分発便</u>																													
<u>3便</u>	<u>14時00分発便</u>	<u>15時00分発便</u>																													
<u>4便</u>	16時00分発便	<u>17時00分発便</u>																													
運 行 時 間																															
	上 り	下 り																													
1便	8時30分発便	11時00分発便																													
2便	9時30分発便	<u>13時00分発便</u>																													

利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内：1回乗車180円 ・ 割引 <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者手帳（1種）所持者又は療育手帳所持者及び同乗するその介助者 半額 2. 身体障害者手帳（2種）所持者 半額 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 半額 4. 運転免許返納者 半額 5. 中学生未満の者（次号に該当するものを除く。） 6. 小学生未満の者（保護者同伴の者に限る。） 7. 定期券※一月分の金額：5,000円（三月を限度とする。） 割引運賃に該当する者は2,500円
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限なし
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、事前に利用予約を行う（行きの予約時に帰りの予約も可能）。 ・ 予約は、運行事業者の受付が電話にて受け付ける。 <p style="text-align: right;">変更前</p> <p>受付時間：<u>運行の1週間前～30分前まで</u>とする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、事前に利用予約を行う（行きの予約時に帰りの予約も可能）。 ・ 予約は、運行事業者の受付が電話にて受け付ける。 ・ 受付時間：<u>前日午後7時まで</u>とする。）。 <p style="text-align: right;">変更あり</p>
運行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行車両は、ジャンボ又はセダン型タクシーを使用。 ・ ピーク時に定員を超える場合は、積み残しがないよう追加車両を配車する。 ・ 運行車両は運行事業受託者が保有する車両を使用する。
運行態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行方法（許認可区分）：一般乗合旅客自動車運送事業「区域運行」 変更前 （道路運送法第4条、道路運送法施行規則第3条の三） ・ <u>運行に係る経費については、国及び八代市からの補助金をもってあてる。</u> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行方法（許認可区分）：一般乗合旅客自動車運送事業「区域運行」 変更あり （道路運送法第4条、道路運送法施行規則第3条の三） ・ <u>毎月、実績報告を基に、運行費と収益（利用料金）との差額を、市から運行事業者に補助する。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行の期間：<u>令和7年2月10日（月）から</u>

■ 運送の区間

運送の区間	
鏡町線	<p>基軸ルート① (文政ルート)</p> <p>基軸ルート①の乗降場所 ⇔ 基軸ルート①の乗降場所 基軸ルート①の乗降場所 ⇔ 共通ルート④の乗降場所 共通ルート④の乗降場所 ⇔ 共通ルート④の乗降場所</p>
鏡町線	<p>基軸ルート② (鏡ルート)</p> <p>基軸ルート②の乗降場所 ⇔ 基軸ルート②の乗降場所 基軸ルート②の乗降場所 ⇔ 共通ルート④の乗降場所 共通ルート④の乗降場所 ⇔ 共通ルート④の乗降場所</p>
鏡町線	<p>基軸ルート③ (有佐ルート)</p> <p>基軸ルート③の乗降場所 ⇔ 基軸ルート③の乗降場所 基軸ルート③の乗降場所 ⇔ 共通ルート④の乗降場所 共通ルート④の乗降場所 ⇔ 共通ルート④の乗降場所</p>

■ 乗降場所一覧

※変更あり

乗降場所一覧	
鏡町線	<p>基軸ルート① (文政ルート)</p> <p>港区恵比寿前、西区公民館前、中区⑥村上商店前、中区公民館前、中区③梅田前、東区公民館前、横江、宝出魚津海運前、碓原山下鉄工前、碓原公民館前、有佐スーパー前、加藤神社前、塩浜公民館前、貝洲新幹線下、フレッシュ志水前、文政郵便局、宝出児童公園前、宝出公民館前、赤星公園前、外出公民館前、文政農協跡、北出公民館前、大還児童公園前、大還二軒屋前</p>
鏡町線	<p>基軸ルート② (鏡ルート)</p> <p>新出、砂原、野崎公民館前、西部小学校前、北、芝口7常会スクールバス停、前田建築前駐車場(芝口4常会四つ角)、芝口公民館前、宮崎Yショップ前、二軒小屋、横江金毘羅宮、農村公園の裏龍神宮、三番割、渡地蔵さん前、津口公民館前、内田宅前、竜神宮前、鏡町右岸公園東屋前、鏡川橋前、中新地交差点、火の口県道交差点下、鏡ヶ池公園、上鏡公民館、中次団地</p>
鏡町線	<p>基軸ルート③ (有佐ルート)</p> <p>斉藤四ツ角、中島公民館前、観音さん前、田河商店前、野口理容前、木村整経所前、下村児童公園前、下村公民館、新屋敷西、新屋敷東、不動寺前、北村公民館前、北里電気横、古屋敷2、古屋敷1、小路</p>
鏡町線	<p>①～③共通の 運行ルート④</p> <p>くろだ耳鼻科、鏡コミュニティセンター、鏡支所、JA やつしろ北部支所、アーバンショッピングシティ、カガミューウマート、尾田内科医院、鏡地域福祉センター、よかと整形外科、前田医院、有佐駅、<u>松村眼科医院、福田外科・整形外科クリニック、ゆめマート鏡店</u></p>

【報告事項】第6回八代市公共交通絵画コンクールについて

八代市内の小学生を対象に、令和6年8月1日～9月13日の期間で第6回八代市公共交通絵画コンクールの作品を募集いたしました。

これは、地域公共交通に対する興味・関心を持ってもらうことを目的として、将来の利用者となり得る八代市内の児童を対象に、夏休み期間に開催したものです。今回は2つの小学校から全5作品の応募をいただき、審査委員の皆様の厳正な審査の結果、以下の作品が最優秀賞となりましたのでご報告いたします。

受賞者には、表彰状とともに、産交バス株式会社様より提供いただく「くまモンのICカード」を副賞としてお送りします。

また、今回応募のあった作品については、市街地循環バスの車内に2月から3月末まで掲示させていただく予定です。

最優秀賞作品介绍「低学年の部」 龍峯小学校2年生の作品



最優秀賞作品介绍「高学年の部」 鏡小学校6年生の作品

